

平成16年11月12日

各 位

会社名 西武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 小柳 皓正
(コード番号 9002 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 森 健司
(TEL. 04 - 2926 - 2035)

コクド管理株の発生の原因・経緯等について

先般、平成16年10月13日に公表させていただきましたとおり、当社発行株式につき、株式会社コクド(以下「コクド」という)および株式会社プリンスホテル(以下「プリンスホテル」という)が、これらの企業名義で所有している当社の株式のほかに、個人名義で当社の株式を管理し、実質的に所有していることが既に判明しております(以下、こうした株式を「コクド管理株」といいます)。当該株式につきまして、現経営陣においても、社内で古い資料を発掘する、当時の関係者に事情聴取するなどして、更に事実関係を調査した結果、その発生の原因・経緯等につきまして下記のとおり、一定程度は解明しましたので、公表いたします。

ただ、当該株式が発生した当時の責任者の多くは既に他界されており、また、当該株式が発生したと推測される時期が半世紀前に遡ることから、当時の関係書類も必ずしも完全ではなく、調査を尽くしましてもその詳細が判明していない部分もありますことを、ここで予めお断り申し上げます。

更に、本件の問題については、こうしたコクド管理株にかかわった者については、既に関係当局から聞き取り調査を受けており、調査の途中の段階で、私共が情報を開示することは、調査の妨害になってしまいかねませんし、結果的に、誤った情報を開示したということになりかねません。

更に、コクドと当社は、株式の所有関係を通じて、株主と発行体という関係ではありますが、本件の問題に関しまして極めて微妙な関係にあり、現在、同社に事実関係を問い合わせる内容を確認しあうという関係にございませんことから、当社としても十分に情報を入手できない状況にあります。

関係者各位におかれましては、当社の開示内容が更に詳細に亘っていないことにご不満の向きがあることは、私共としても充分承知いたしておりますが、何卒、上記のような各種の制約の結果であり、それにもかかわらず、現段階で、私共としてできる限り、開かれた会社であろうとして、最大限の開示努力を行なっていることについて、何卒、御理解戴きたく存じます。またその一環として、当社が多数の株式を保有している伊豆箱根鉄道及び近江鉄道に対して、当社が指導をすることで、問題の開示と是正を指導いたしました。発行体としては株主であるコクドに対して、同様の指導をすることはできませんが、私共としてできる最大限の努力をしていることだけは、何卒ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

1. コクド管理株の発生経緯・目的について

コクド管理株がどのように発生し、またその目的は何だったのか、当社がコクドの関係者より本件の問題が明らかになった当初聴取した情報、更に、当社に残されている資料によれば次のとおりであります。なお、コクドの本件問題の担当者は、調査当局より本件問題については調査を受けており、当社としては、それ以上の事実関係の把握ができないことをご承知おきください。

(1) 発生経緯

昭和39年以前

そもそも、コクド管理株が如何なる事情によって発生したのか、更に、何時発生したのかについては、現存する資料をどのように調べても、よく判りませんでした。但し、コクド（当時、国土計画興業株式会社）には、昭和39年まで、西武鉄道の株式を管理する部署は存在せず、グループ創始者である故堤康次郎氏の事務所である「堤康次郎事務所」（同事務所は、コクド本社には無く、当時、「広尾分室」と呼ばれていたようです。）が、その株券管理を一括して行っており、所謂、コクド管理株は同事務所に保管され、各種の手続がその場で行なわれていた模様です。なお、当時から、コクドでは、決算上、所有する西武鉄道株式をコクド管理株も含めて一括計上していた模様です。

現在、当社において過去に遡って調べた限りでは、おそらくですが、昭和32年にはコクド管理株が存在していた模様であり、それ以前から、このようなコクド管理株が存在していた可能性もあります。しかしながら、昭和32年以前となりますと、その当時の事情や経緯を知っているものは最早皆無であり、それ以上、過去に遡った調査はできませんでした。

なお、コクド管理株の発生は、ごく一部の例外を除くと、昭和39年以前に発生している模様であり、そこで使われている個人名について、当社の元従業員の名前も相当数見られます。ただ、実際に、どの程度の比率で、当社の元従業員が含まれているかについては、昭和39年に当社に入社したものは、当社本体には既に残っておらず、追求できませんでした（因みに、株主名簿で使われている名義人の住居表示も現在のそれとは異なっておりますし、当社元従業員の数名について確認しましたが、その者の住居地も既に変更しております。）。こうした個人名が、何故、コクド管理株において用いられていたのか、当社の従業員であったもの以外の者は、一体どのような人々であったのかについては、残念ながら究明できませんでした。

なお、名義を用いられていた元従業員数人に確認いたしました。が、そもそも、自分の名前が用いられていることを知らなかったとのことでしたので、株主名簿上の名義人の方々のほぼ全ての方々は、自分の名前が株主として用いられていることは知らなかったものと思われれます。

昭和39年以降

昭和39年4月、堤康次郎氏が死去しました。このことにより、従前、

「堤康次郎事務所」で管理及び保管してきた西武鉄道株式（コクド管理株とコクドが名義人になった株式の双方）が、堤康次郎事務所の後始末として、その実質的な所有者であったコクドに移管されることとなり、コクドは同事務所の株式管理業務の大部分を引き継ぎ、当該株式取扱の意思決定を担当役員が、現物管理を総務部が行うこととなった模様です。しかしながら、一部の株式事務については、当社の株式課にその当時、コクドの依頼で、その後移されているようでも有ります。

（２）コクド管理株の存在の認識

現在まで残された資料や、既に退職された方々からの聞き取り等によれば、昭和30年代から40年代頃まで、当社の株式担当の者や管理担当役員がこうしたコクド管理株の存在について全く知らなかった訳ではないように思われます。少なくとも、その当時の当社とコクドとの間の関係は、近年の両社の関係に比べれば、遥かに緊密であり、人事交流も存在していた模様であり、当社内部でも極めて少数の人は、この株式の存在を知っていたと考える方が自然に思われます。

その後も、当社内部で、ごく一部の者や株式担当者は、こうした特殊な株式の存在を認識しており、その実質的な所有者は、コクドではないかと理解していた模様です。コクドとの関係が深い当時の役員から、こうしたコクド管理株については、全て、コクドの意向及び先例に従って対応するようにと株式担当者に指示をし、それが担当者間で前任者から引継がれていたため、このことをあえて問題とせずに取り扱ってきた模様です。

なお、詳細については、この点が当局の調査の対象になっているように思われますことから、これ以上の言及をいたしかねることについて、何卒ご理解をいただければと思います。

何れにいたしましても、この意味で、以前開示させていただいた内容については、当社の過去の役員や従業員が、こうしたコクド管理株の存在を全く知らなかったという印象を与えたとすれば、誤解を招く表現であったと思われ、訂正させていただくとともに、誠に申し訳なく思っております。

ただ、近時まで、この株式の実態については、会社内でもごく一部の担当者にしか知られておらず、現在の経営陣に、この問題が引き継がれていませんでした。また、当社では、コクド絡みの問題については敬遠する傾向が強く、あえて、この問題について関与しようとするものはいなかったようです。更に、株式担当者については、異例なことですが、殆ど人事異動が無く、閉ざされた人間関係の中で、前例に従って、処理をしてきた模様です。

（３）目的

目的につきましては、ほぼ半世紀前（あるいはそれ以上以前）のこともあり、また当時を知る者も最早存在しておらないことから、それを突き止めることは全くできませんでした。ただ、この株式が、結局、堤康次郎

事務所で、堤康次郎氏が他界するまで、言わば同氏の手許で管理されていたことから判るように、その詳細は、堤康次郎氏とその側近であった人々にしか、おそらく正確には知らなかったように思われます。

2. コクド管理株の株数等の状況について

コクド管理株の株数・割合の変遷は別紙のとおりです。

なお、「コクド管理株の株式数」は、「コクドのバランスシート上の保有株式数」から「当社の有価証券報告書に記載されているコクド会社名義株式数」を控除して算出していることから、個々の株主推移を追跡して算出したものではありません。個々の株主につきましては、現存する資料が完備されていないことから、推移を追及することは今となっては不可能です。

但し、一般論として申し上げることができるのは、コクド側でも、コクド管理株の数が余りにも多すぎるために、コクドの担当者も、過去対応に苦慮していた模様であり、その数を大幅に減らそうと努力していた模様で、コクド管理株の数を数量ベースでも比率ベースでも大幅に減少させて、これをコクド自身の名義の株式に切り替えたり、コクドの会社名義株やコクド管理株を外部に売却するなどして、名義人の数も大幅に減少させていった模様です。しかしながら、会社名義での株式所有比率が48%に達した段階で、それ以上の切り替えについては停滞してしまったようです。48%でとめた理由については不明です。

また取締役又は監査役名義のコクド管理株の状況につきましては、先般、過去5年分の有価証券報告書の訂正報告書にて訂正させていただきましたが、堤義明氏が名義人になっているものが810,000株、戸田博之氏が名義人になっているものが30,000株、存在していました。このうち、堤義明氏の分については、非常に古くから存在していた模様です。

他方で、戸田氏名義のコクド管理株については、同氏が取締役に就任した当時に、同氏の名義で新しく作られているようです（戸田氏名義のコクド管理株のように、昭和39年より後に、発生したのも若干ではありますが、存在しているようです）。但し、この間の事情については、当社としては、充分把握できておりません。

3. コクド管理株に関するこれまでの事務取扱いについて

当社では、通常は一般株主と同様、コクドが社名で正規に所有している株式の名義書換手続が主であり、同社から手続に必要な書類をもらった上で、名義書換請求等に応じています。しかしながら、コクド管理株に関する諸手続については、当然のことながら、コクドの要請により行われました。

なお、平成12年3月に、コクドがプリンスホテルにコクド管理株の一部を譲渡したため、現在では、プリンスホテルにもコクド管理株は存在していますが、当該株式に対する取扱いもコクドのそれと同様でした。

次に、具体的取り扱いにつき、記述いたします。

(1) 特別の株主コード

株主名簿の管理は、昭和58年頃、電算化され、コクド管理株については、株主コード「92」：コクド、「94」：プリンスホテルとして従前よりコン

ピュータ管理していました。コクド管理株を区分管理し始めたのは、電算化した昭和58年頃と推測されますが、その理由、また誰の指示で区分管理を始めたのかは現在では記録が全く存在していないため、定かではありません。なお、現在ではパソコン管理していますが、区分については従前同様の扱いとしています。

なお、由来は異なるものの、西武建設が実質所有者である個人名義の株式も過去には存在しており、これについては、株主コード「93」で管理をしておりましたが、西武建設については、同社は係る株式について実質所有者は西武建設であるとして大量保有報告書を平成2年から提出しており、又その報告を反映して当社の有価証券報告書は作成されておりましたので、かかる西武建設の実質所有分については、法的な問題は全くありません。

(2) 名寄せ

コクド管理株の株主につきましては、名寄せの対象外であった模様です。

(3) 印鑑

コクド管理株の各種手続に必要な名義人印鑑は、本年8月まで当社にて保管しておりましたが、これは、もともとは、前記の堤康次郎事務所に存在していたものらしく、その後、一旦、コクドを経由して、当社においてコクドが指示する方法でこれを適宜使用して欲しいということで、当社に預けられたようです。当社株式担当は、こうした印鑑を、過去から引継ぎを受けた方法で、利用していた模様です（具体的な利用方法は、後述のとおり）。しかしながら、当社では、今春の当社の商法違反事件の反省から、業務全般を見直し、今夏に行なった大幅な人事異動の結果として、新任の総務部長と総務部株式担当課長が着任し、当該印鑑を当社が保管していたことに疑義を持ち、こうした大量の印鑑を当社において保管する理由がないことから、その後はコクドに引き渡しております。

(4) 招集通知

コクド管理株に関する「株主総会招集通知」は、昨年までは名義人分を作成しておりましたが、そのそもその由来については確認できておりませんが（コクドの指示によるものであったのではないかとおもわれますが）、株式担当者間の申し送り事項として、名義人にもコクド及びプリンスホテルのいずれにも送付はしないという取り扱いをいたしておりました。

しかし、今春の当社の商法違反事件の反省から、当社では、業務全般を見直し、少しでも疑義のある慣行をできる限り是正していこうという考え方から、今年からは、株主総会招集通知について、名義人分を作成し、コクド管理株の事務取扱い窓口であったコクドに持参した結果、同社がコクド及びプリンスホテル分を『代理』受領いたしました。

昨年度までの当該取扱いは、今にして思えば不適切な行為であったと反省しております。しかしながら、当社の業務全面見直しの努力により、今まで担当者間での申し送り事項として慣行化されていた問題のある取り扱いを、この点でも明るみに出し、その結果、今回の問題が発覚に至ったという経緯

についてご理解を戴きたくよろしくお願い申し上げます。現経営陣はコンプライアンスを経営方針の基盤に位置づけておりますので、二度とこのような不適切行為を行わないことをお誓い申し上げます。

(5) 議決権行使書

コクド管理株について、昨年度まで、名義人にもコクド及びプリンスホテルのいずれにも「議決権行使書」を交付せず、今年度においては名義人分をコクド及びプリンスホテルに交付しておりました。

昨年度までの取扱いは、今にして思えば不適切な行為であったと反省しております。また、今年度の取り扱いにつきましても、上記(4)で述べましたとおり、慣行化されていた問題のある取り扱いの是正策の一環として交付したものではありませんが、そこから更に進んでコクド管理株の所有実態を解明したうえで、当該株式に係わる「議決権行使書」をコクド及びプリンスホテルに交付すべきであったと考えております。なお、確認できる範囲内で調査しましたところ、コクド管理株分を行使しなくともそもそも定足数の確保や決議の成否には全く影響はありませんでしたが、前年との比較水準を確保すべく、当社に保管している議決権行使書を利用して、コクド管理株の一部については定足数や議決参加数に慣例的に算入していたようです。この点でも、今にして思えば不適切な行為であったと反省しております。

(6) 利益配当

コクド管理株に係る利益配当について、昨年度までの間においては、コクド管理株についての事務取扱窓口であると理解していたコクド及びプリンスホテルに支払っておりましたが、今年度においては、名義人印の押印が送付されてきた書類になされていることを確認した上で、コクド及びプリンスホテルに支払っております。

昨年度までの取扱いは、今にして思えば不適切な行為であったと反省しております。

また、今年度の取り扱いにつきましても、名義人印の押印を確認して配当支払手続をしましたが、これは、上記(4)で述べましたとおり、慣行化されていた問題のある取り扱いの是正策の一環として行なおうとしたものであります。しかし、現在、翻って考えれば、さらに一歩進んでコクド管理株の所有実態を解明したうえで、当該株式に係わる利益配当を実質株主であるコクド及びプリンスホテルに対して行うべきであったものと考えております。

(7) その他

期末関連業務

日常業務の他、期末ないし決まった時期に発生する業務に関する対応は、株主数、持株式数については、あくまでもコクド管理株については個人株主として集計して各種報告書類を作成してまいりました。

「営業報告書」の「2. 株式の状況」の(3)株主数(4)大株主の欄は、株主名簿に基づいて記載することとされておりますが、コクド管理株分を個人株主として集計し、コクドまたはプリンスホテル所有株式としては取り扱って参りませんでした。

「有価証券報告書」の「第4【提出会社の状況】の1【株式等の状況】(4)【所有者別状況】(5)【大株主の状況】」の欄は、株主名簿上の名義に拘わらず、実質所有株主を記載することとされておりますが、コクド管理株分を個人株主として集計し、コクドまたはプリンスホテル所有株式としては取り扱って参りませんでした。ただし、実質所有の裏付け資料となるべきコクドまたはプリンスホテルの「大量保有報告書」「変更報告書」中には、コクド管理株の記載は存在して参りませんでした。またかかる報告書中にコクド管理株の実質所有者がコクドであるとの記載がなかったことから、同社が当社の親会社であるとの認識も当然なく、有価証券報告書の「第6 企業集団等の状況」についてもコクドを親会社として表記して参りませんでした。なお、前記のとおり、西武建設も、個人名義となっている当社株式を保有して参りましたが、同社の場合には、その大量保有報告書において、個人名義の株式を同社が実質的に保有している株式として報告して参りましたので、当社においても、その趣旨を反映した記載を行なって参りました。

「半期報告書」の「第4【提出会社の状況】の1【株式等の状況】(4)大株主の状況」の欄は、株主名簿上の名義に拘わらず、実質所有株主を記載することとされておりますが、コクド管理株分を個人株主として集計し、コクドまたはプリンスホテル所有の株式としては取り扱って参りませんでした。

「株式の分布状況表」は、上場規則に基づき、東京証券取引所に提出しており、有価証券報告書と同様、実質的な所有状況について記載することになっておりますが、コクド管理株分をコクドまたはプリンスホテル所有の株式としては取り扱って参りませんでした。

4. 長年に亘りコクド管理株の存在が明らかにならなかった原因について

現在までに、当社が調査した範囲では、このコクド管理株の問題は昭和32年以前に起源を有していることから、また、その当時においては、当社とコクド、更に堤康次郎氏との関係は緊密であったと思われることから、そうした古い時期において、当社の幹部の中に、こうした株式の起源について、知悉していたものが存在していた可能性も否定できません。また、その後、コクド出身の当社役員や一部の当社内部の幹部、更には、株式実務担当者は、そのレベルは様々であったと思われませんが、当該株式の実質的な所有者は、コクドであることを知っていたり、少なくとも、その点に疑問を持っていた可能性も否定できないところです。

当社株式担当者間では、コクドには社名株式のほかにコクドの管理に関わる個人名義の株式が存在していることが、引き継ぎ事項とされておりました。当該株式の取扱いについては、原則として“コクドの指示に基づいて処理するように”と引き継がれ、その他にも、この株式の取扱いについては、過去の担当者から引き継がれてきた慣行のようなものがありました。これらのことから、株式業務担当としては、こうした株式の真の所有者がコクドであるのではとの疑念をいただいていた可能性もありますが、従前からの特別取扱いを踏襲して引き続き業務を遂行し、コクドに対して当該株式の実態を積極

的に確認するまでにはいたりませんでした。

また、当社の役職員の一般傾向としては、最大の株主であるコクドとの関係については関与を敬遠する傾向が強く、基本的に、当社の他部門の者は、こうした問題にかかわることを極力避けていたというのが実態であったために、当社の株式担当は例外的に殆ど人事異動が無いといった状況でしたので、この問題が、社内で広く知られることも有りませんでした。このことが、かかる株式の存在が公にならなかった背景事情にありますし、本年春の商法違反事件を契機とした人事異動が、今回の問題を明るみに出す原因となりましたので、今後は、全ての部門について定期的な人事異動を実行してまいりたいと思います。

何れにしましても、当該株式については、コクドが実質所有しているのか、その他の第三者が所有しているのかについては、当社の現在の経営陣は、認識していませんでした。

また、平成2年の証券取引法改正以降、上場企業の株式を5%を超えて保有する大株主には、「大量保有報告書」の提出が義務づけられ(いわゆる5%ルール)、また当該株主には、保有割合に1%以上の増減があった場合には「変更報告書」の提出が義務付けられました。しかしながら、当社の株式を5%を優に超えて保有するコクド作成の当該報告書には、コクド管理株の存在を示す記載がなかったことから、当社の担当部門の者としては、当該株式をコクド所有株式と断定するにはいたりませんでした。

また、当社には現在のところ、内部監査組織がございませんが、このことも判明遅延の原因の一つであったと認識しております。当社では本年3月の商法違反事件以降、業務改善会議を設置してチェック体制を強化してまいりましたが、更に、旧来の本部長 部長 課長 担当者というラインに加え、専任の業務監査部門を早急に立ち上げる予定です。

なお、取締役・会計監査人からも「コクド管理株」に関し、これまで何ら指摘されることはございませんでした。ただし監査役からは、8月20日に開催された取締役会において、コクド管理株について対処措置をとるよう指摘がなされました。

5. 判明経緯及びその後の経緯について

本年3月の商法違反事件以降、当社は社会的信頼を回復するべく、コンプライアンス体制の整備充実および人心一新、また業務全般にわたる再点検を行ってまいりました。とりわけ人心一新については、全社的に異動を実施し、部長また実務責任者である課長の異動を行いました。

この一連の人事異動により、株式業務を所管する新たな部長・課長が着任し、また、当社社長が業務全般にわたる再点検実施を重点的に指示したことにより、今回、株主名簿上はコクドおよびプリンスホテル名義になっていないが、両社が実質的に所有している可能性がある「疑義のある株式」の存在が報告された次第であります。当該株式については、社内で過去まで遡り調査しましたところ、かなりの長期間にわたり存在していることが確認されました。

さらに、当社の監査役からも、問題が監査役間で取り上げられた模様であ

り、その結果として、取締役会に対して、本件問題を解明し、対処措置をとるように8月20日に指摘がなされました。

そこで、当社では、コクドおよびプリンスホテル両社に対し、疑義のある株式が当社で発見されたことにつき、その実質的な所有状況を確認するべく、本年8月20日に、事実確認調査を書面にて依頼しました。両社からの正式な回答は、平成16年9月30日に最終的に口頭にて当社に伝えられましたが、「当該株式については、その実質所有者は、西武鉄道が把握している株主名簿上の株主ではなく、コクドおよびプリンスホテルである」とのことでした。

これにより、当社で「疑義のある株式」と認識された株式が、実際には株主名簿上の名義人所有ではなく、コクドおよびプリンスホテル所有であることが、関係会社間で正式に判明した次第です。

コクド管理株の存在確認後、当社は10月初旬に、当社が訂正報告書を提出する前提として、コクドおよびプリンスホテルに対し、「大量保有報告書」に係わる「変更報告書」の提出を求めました。これは、前述のとおり、上場企業の株式を5%を超えて保有する大株主には、「大量保有報告書」の提出が義務づけられており（いわゆる5%ルール）また当該株主には、保有割合に1%以上の増減があった場合には「変更報告書」の提出が義務付けられていることに基づくものです。コクドおよびプリンスホテルからの回答は、「変更報告書を提出する予定である」とのことでした。そこで、こうした大量保有報告書の変更報告書の提出の準備が間に合うのを待って、10月13日に有価証券報告書の訂正を行なうとともに、事実関係を開示させていただいた次第です。

なお、9月25日前後から、コクドから当社に、コクドが正規に所有している株式が、その名義書換請求とともに、持ち込まれました。これを受けて当社は、所要の手続を行ないました。これにより、株主名簿上では、コクド所有の株式数は減少し、コクド管理株も合わせ、平成16年9月末で当社発行済株式数の48.59%となっております。

またプリンスホテル所有の株式数は、コクドに管理委託していた分も合わせ、平成16年9月末で当社発行済株式数の4.66%となっております。

当社ではこうした正式回答を戴きましたので、開示の準備作業に入るとともに、訂正方法について作業を開始いたしました。

なお、当社株式の売買に関しましては、社長が、8月23日に管理本部長に指示して取締役を招集させ、「当社株式の売買に際しては十分注意するように。また家族が売買する際も同様である。」旨、厳重に注意させました。これは、コクドによる株式売買を予想していたわけではなく、取締役が自らまたは取締役の家族が株式売買を行なう際の注意事項のつもりでありました。また、毎年の株主総会前などに、東京証券取引所発行の注意事項を記載した書類を配布する等して、注意喚起を致しております。

6. 再発防止策として

今後このような事態を二度と引き起こさないために、株式実務を現在のような社内業務とするのではなく、外部に業務委託すること等により第三者チェ

ックを介在させ、透明性を確保し、再発防止策といたします。

(1) 名義書換代理人の設置

第三者のチェックが当社の株式の取り扱いに関して働かなかったことが今回の件の大きな原因と考えられますので、速やかに名義書換代理人を設置することといたします。名義書換代理人を設置するには、定款にその旨を記載する必要があることから、平成17年6月(予定)の定時株主総会で定款改正の決議をお願いし、速やかに実行したいと考えておりますが、早急に、名義書換代理人の候補者を選任し、定款変更後速やかに名義書換代理人の業務を開始できるように準備を開始したいと考えております。

(2) 企業倫理委員会

企業倫理委員会には、平成16年10月12日に臨時の委員会を開催し、経緯を説明いたしました。委員からは、早期に開示すること、再発防止に向けてチェック体制を強化すること、コンプライアンスに関する新たな事柄が発生した場合には速やかに委員会に報告するよう要請がありました。かかる要請に従い、今後とも、更に一層の同委員会の制度の拡充に努めてまいりたいと思っております。

(3) 内部統制のための各種施策

今回の件は、当社が先の商法違反事件以来行ってきた、内部管理体制の強化及びコンプライアンスの強化の結果であり、今後ともますますこうした制度を維持強化してまいりたいと考えます。

当社では株式業務に限らず、長年にわたり同一人物に同一業務を担当させてきたことを反省し、先の商法違反事件以降、大幅な人事異動を実施してまいりましたが(そしてこのことが新しい担当者が、従前、慣行化していた「コクド管理株」の問題に疑義を持つに至る端緒となりました)、今後とも引き続き、定期的な異動を実施してまいります。

また、業務改善会議を設置してチェック体制を強化してまいりましたが、更に、旧来の本部長 部長 課長 担当者というラインに加え、専任の業務監査部門を早急に立ち上げる予定です。

(4) 積極的な情報開示

株主及び投資家の皆様に安心して当社に投資していただける様に、企業情報及び経営戦略に関して適正な情報開示を進めます。また、親会社に関する情報についても、より一層、積極的に開示してまいります。

(5) 会計監査人

現在、個人会計事務所による会計監査(複数)を行っておりますが、今後のチェック体制の強化を図るためにも、総合力のある組織による監査を行うべく、監査法人の導入を行なう方針であり、確定しましたらご連絡申し上げます。

7. 結語

実質的にコクドおよびプリンスホテルが所有しておりました株式の取扱いに関しましては、結果として、不適切な情報開示を行いましたことにつき、反省しております。今後、順法精神のさらなる社内浸透に努め、いままで以上に社内浄化に努めてまいります。

また、会社の業績向上を図り、会社経営状況等適切な情報開示を行い、投資家の皆様のご信頼を得られるよう努力してまいります。

以 上

コクト管理株の株数・割合の変遷

年 月	総発行株数 株 (A)	コクト				プリンスホテル			
		会社名義 株 (B)	管理株 株 (C)	計 株 (D)=(B)+(C)	割合 % (E)=(D)/(A)	会社名義 株 (F)	管理株 株 (G)	計 株 (H)=(F)+(G)	割合 % (I)=(H)/(A)
昭和30年3月	4,399,440								
昭和31年3月	4,399,440								
昭和32年3月	4,399,440	309,600	3,221,203	3,530,803	80.26				
昭和33年3月	4,399,440	309,600	3,221,203	3,530,803	80.26				
昭和34年3月	5,249,440	1,069,600	3,223,203	4,292,803	81.78				
昭和35年3月	10,498,880	2,122,013	6,466,406	8,588,419	81.80				
昭和36年3月	10,498,880	2,122,013	6,466,406	8,588,419	81.80				
昭和37年3月	20,997,760	4,246,159	12,932,812	17,178,971	81.81				
昭和38年3月	41,995,520	8,492,318	25,865,624	34,357,942	81.81				
昭和39年3月	42,795,520	8,612,318	26,465,624	35,077,942	81.97				
昭和40年3月	42,795,520	8,612,318	26,465,624	35,077,942	81.97				
昭和41年3月	64,193,280	12,918,477	39,398,436	52,316,913	81.50				
昭和42年3月	96,289,920	19,377,715	57,297,654	76,675,369	79.63				
昭和43年3月	96,289,920	19,377,715	56,797,654	76,175,369	79.11				
昭和44年3月	96,289,920	19,377,715	56,797,654	76,175,369	79.11				
昭和45年3月	144,434,880	29,066,572	85,196,481	114,263,053	79.11				
昭和46年3月	144,434,880	29,066,572	85,196,481	114,263,053	79.11				
昭和47年3月	144,434,880	29,826,972	85,196,481	115,023,453	79.64				
昭和48年3月	144,434,880	29,826,972	85,196,481	115,023,453	79.64				
昭和49年3月	288,869,760	59,653,944	170,389,962	230,043,906	79.64				
昭和50年3月	288,869,760	62,308,044	167,735,862	230,043,906	79.64				
昭和51年3月	288,869,760	62,308,044	167,735,862	230,043,906	79.64				
昭和52年3月	288,869,760	62,308,044	167,735,862	230,043,906	79.64	1,133,760		1,133,760	0.39
昭和53年3月	288,869,760	62,308,044	167,735,862	230,043,906	79.64	1,133,760		1,133,760	0.39
昭和54年3月	288,869,760	62,308,044	167,735,862	230,043,906	79.64	1,133,760		1,133,760	0.39
昭和55年3月	288,869,760	67,638,044	162,405,862	230,043,906	79.64	1,133,760		1,133,760	0.39
昭和56年3月	288,869,760	71,955,234	158,088,672	230,043,906	79.64	1,133,760		1,133,760	0.39
昭和57年3月	288,869,760	82,045,234	147,998,672	230,043,906	79.64	1,133,760		1,133,760	0.39
昭和58年3月	433,304,640	150,851,859	194,214,000	345,065,859	79.64	1,700,640		1,700,640	0.39
昭和59年3月	433,304,640	173,098,859	171,967,000	345,065,859	79.64	1,700,640		1,700,640	0.39
昭和60年3月	433,304,640	195,361,859	149,704,000	345,065,859	79.64	1,700,640		1,700,640	0.39
昭和61年3月	433,304,640	209,330,859	135,735,000	345,065,859	79.64	1,700,640		1,700,640	0.39
昭和62年3月	433,304,640	209,330,859	135,735,000	345,065,859	79.64	1,700,640		1,700,640	0.39
昭和63年3月	433,304,640	209,330,859	135,735,000	345,065,859	79.64	1,700,640		1,700,640	0.39
平成元年3月	433,304,640	209,918,859	135,735,000	345,653,859	79.77	1,700,640		1,700,640	0.39
平成2年3月	433,304,640	210,533,859	135,735,000	346,268,859	79.91	1,700,640		1,700,640	0.39
平成3年3月	433,304,640	211,317,859	135,735,000	347,052,859	80.09	1,700,640		1,700,640	0.39
平成4年3月	433,304,640	211,317,859	135,735,000	347,052,859	80.09	1,700,640		1,700,640	0.39
平成5年3月	433,304,640	211,317,859	135,735,000	347,052,859	80.09	1,700,640		1,700,640	0.39
平成6年3月	433,304,640	211,317,859	135,735,000	347,052,859	80.09	1,706,140		1,706,140	0.39
平成7年3月	433,304,640	211,317,859	132,735,000	344,052,859	79.40	2,376,140		2,376,140	0.55
平成8年3月	433,304,640	211,317,859	130,785,000	342,102,859	78.95	2,376,140		2,376,140	0.55
平成9年3月	433,304,640	211,317,859	129,415,000	340,732,859	78.64	1,772,140		1,772,140	0.41
平成10年3月	433,304,640	211,317,859	127,835,000	339,152,859	78.27	1,772,140		1,772,140	0.41
平成11年3月	433,304,640	211,317,859	125,333,000	336,650,859	77.69	1,552,140		1,552,140	0.36
平成12年3月	433,304,640	211,317,859	119,309,000	330,626,859	76.30	2,252,140	3,970,000	6,222,140	1.44
平成13年3月	433,304,640	202,217,859	107,584,000	309,801,859	71.50	2,252,140	12,606,000	14,858,140	3.43
平成14年3月	433,304,640	200,297,859	101,436,000	301,733,859	69.64	2,252,140	15,956,000	18,208,140	4.20
平成15年3月	433,304,640	196,498,859	96,246,000	292,744,859	67.56	4,252,000	13,956,000	18,208,000	4.20
平成16年3月	433,304,640	187,014,859	93,917,000	280,931,859	64.83	4,252,000	13,956,000	18,208,000	4.20